

高畠町中小企業者等保証料補給規程

令和6年6月3日告示第162号

改正

令和8年4月1日告示第61号

令和8年8月25日告示第204号

高畠町山形県信用保証協会保証料補給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中小企業者の金融の円滑化を図るため、山形県信用保証協会（以下「協会」という。）が、中小企業者等の債務の保証を行った場合において、町長が予算の範囲内で協会に交付する保証料補給金に関し、高畠町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業者等 町内に本店又は事業所がある法人、町内に住居又は事業所がある個人及び中小企業者で組織する組合員をいう。

(対象事業等)

第3条 保証料補給金の交付の対象となる事業（以下「対象事業等」という。）は、別表の左欄に掲げる保証制度について協会が行う債務保証とし、保証対象者は、同表の中欄に掲げる者とする。保証料補給金の額は、当該保証に係る債務につきそれぞれ同表の右欄に掲げる補給割合で計算した金額の合計額以内の額（千円未満は切り捨てる。）とする。

(保証料補給契約)

第4条 前条の規定による保証料補給についての契約は、町長が協会との間に締結する保証料補給契約書によって行うものとする。

2 前項の契約は、会計年度ごとに、当該年度分について締結するものとする。

(保証承諾報告書)

第5条 中小企業者等は、別表に掲げる保証制度に係る信用保証書の交付を受けたときは、保証承諾日の翌月10日までに保証承諾報告書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する保証承諾報告書の提出を受けた場合は、速やかに保証料補給通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(保証料補給金の交付請求)

第6条 協会は、保証料補給金の交付を受けようとするときは、保証料補給金計算書（別記様式第3号）を毎年4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間に、それぞれの期間経過後の翌月の末日まで提出し、町長に請求しなければならない。

(保証料補給金の交付)

第7条 町長は、前条の交付請求があった場合において、適当であると認めたときは、速やかに保証料補給金を交付するものとする。

(保証承諾の通知)

第8条 協会は、保証承諾を行ったときは、当月分の保証承諾の内容について、翌月の10日まで町に報告しなければならない。

2 町は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに保証承諾を受けた者に対して、保証料補給通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(保証料補給金の返還)

第9条 町長は、協会がこの規程に違反したときは、保証料の補給を打ち切り、又は交付した保証料補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(調査等の協力義務)

第10条 協会は、町長が保証料の補給に関し、調査又は報告を求めた場合には、これに協力しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、保証料補給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の高畠町中小企業者保証料補給金交付規程に基づき保証料補給を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和 8 年 4 月 1 日告示第 6 1 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、告示の日から施行する。(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現に改正前の高畠町山形県信用保証協会保証料補給規程に基づき保証料補給を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の高畠町山形県信用保証協会保証料補給規程の規定に基づき保証料補給を受けているものについては、なお従前の例による。

別表 (別掲)